

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律(概要)

建設現場労働者の雇用の安定等を図るため、①事業主団体が作成する雇用管理の改善と労働力の需給調整を一体的に実施するための計画の認定制度を創設、②建設現場労働者について、計画に従って建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業(他の事業主へ一時的に送出)の実施を可能とする等の措置を講じる。(予算関連法案、平成17年10月施行予定)

実施計画の作成(事業主団体)

- ① 建設現場労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置
- ② 建設業務有料職業紹介事業又は構成事業主が行おうとする建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置

上記の①②を一体的に実施するための計画を作成

厚生労働大臣が実施計画を認定

事業主団体等の取組みを政府が支援
(以下の特例措置を実施)

建設業務有料職業紹介事業
の実施が可能
(厚生労働大臣の許可)

- ◎ 実施計画の認定を受けた事業主団体が自ら実施
- ◎ 求人者が構成事業主であるが、求職者が構成事業主又は構成事業主の雇用労働者である場合に可能

これにより、離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職、新たな労働力の確保が図られる。

建設業務労働者就業機会確保事業
の実施が可能
(厚生労働大臣の許可)

- ◎ 実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主が実施
- ◎ 構成事業主が自己の雇用する常用労働者を他の構成事業主に一時的に送出(送出先はあらかじめ、計画に記載)

これにより、一時的に余剰となる労働力の需給調整が可能となり、雇用の安定が図られる。

建設業務有料職業紹介事業の概要

建設事業主団体による実施計画の作成

- ◎ 実施計画を作成する建設事業主団体の範囲
 - ・ 建設事業主を主たる構成員とする社団法人、一定の要件を満たす事業協同組合等に限定。

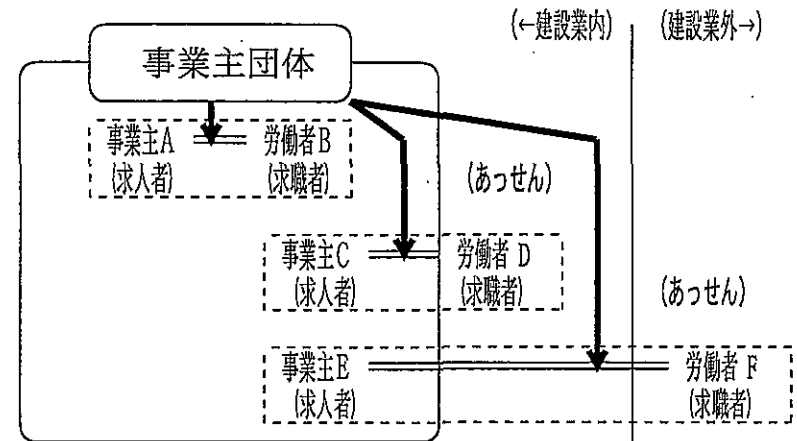
- ◎ 事業主団体による実施計画の作成
 - ・ 事業主団体は、実施計画において、①雇用改善・安定等の目標、②実施時期、③雇用管理改善の内容に加えて、実施する予定の建設業務有料職業紹介事業の概要を記載。
 - * 事業の実施時期
 - * 求人者及び求職者の見込み数
 - * 事業主団体による指導・援助内容 等

- ◎ 実施計画に対する認定
 - ・ 厚生労働大臣は、実施計画が地域の雇用の安定を図るものであるかどうか等について厳格に審査。

事業主団体による事業の実施

- ◎ 事業を実施する事業主団体に対する許可
 - ・ 厚生労働大臣は、事業主団体が事業を適正に行う能力があるかどうか等について厳格に審査。

- ◎ 建設業務有料職業紹介事業の実施
 - ・ 事業主団体は、認定を受けた実施計画の内容に従って、建設業務有料職業紹介事業を実施。



◎ 事業の適正な運営に向けた措置の実施

- ①事業報告書等のチェック、②事業主団体に対する指導、改善命令、③事業主団体による実施体制整備への支援 等

建設業務労働者就業機会確保事業の概要

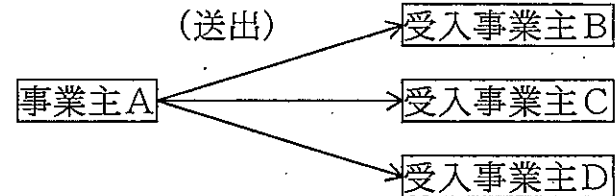
建設事業主団体による実施計画の作成

- ◎ 実施計画を作成する建設事業主団体の範囲
 - ・ 建設事業主を主たる構成員とする社団法人、一定の要件を満たす事業協同組合等に限定。
- ◎ 事業主団体による実施計画の作成
 - ・ 事業主団体は、実施計画において、①雇用改善・安定等の目標、②実施時期、③雇用管理改善の内容に加えて、実施する予定の建設業務労働者就業機会確保事業の概要を記載。
 - * 送出事業主及び受入事業主の氏名
 - * 事業の実施時期
 - * 対象労働者数、その職種
 - * 事業主団体による相談・援助内容 等
- ◎ 実施計画に対する認定
 - ・ 厚生労働大臣は、実施計画が地域の雇用の安定を図るものであるかどうか等について厳格に審査。

構成事業主による事業の実施

- ◎ 事業を実施する事業主に対する許可
 - ・ 実施計画の認定を受けた事業主団体内において、構成事業主は建設業務労働者就業機会確保事業の実施に関する許可を申請。
 - ・ 厚生労働大臣は、構成事業主が事業を適正に行う能力があるかどうか等について厳格に審査。
- ◎ 建設業務労働者就業機会確保事業の実施
 - ・ 構成事業主は、認定を受けた実施計画の内容に従って、常用労働者の送出を実施。

事業主団体による指導・援助の体制



◎ 事業の適正な運営に向けた措置の実施

- ①事業報告書等のチェック、②事業主に対する指導、改善命令、③事業主団体による実施体制整備への支援 等

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の改正について

1 背景・趣旨

建設業については、建設投資額の減少等により、今なお厳しい状況が続いており、中長期的に建設投資額の減少の継続が見込まれる中、その雇用・就業の場は、今後とも、一層縮減することが見込まれているが、建設技能労働者については、建設業の受注産業という特性から、今なお過剰又は不足とする企業が一定程度共存している現状にある。

また、高齢化の著しい建設業においては、今後、建設技能労働者が総体としても不足に転じることが見込まれており、必要な建設技能労働者を建設業内に確保し続けていくことが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、雇用管理の改善と一体的な労働力需給調整システムを新たに導入することにより、今後とも重要である技能労働者の雇用の安定を図るとともに、建設業内で確保していくため、所要の措置を講ずることとする。

2 新たなシステム（案）の概要

(1) 厚生労働大臣による新建設雇用改善計画の策定

厚生労働大臣は、建設労働者の雇用管理の改善、雇用の安定等に関する重要な事項を定めた新建設雇用改善計画を策定するものとする。

(注) 現行の建設雇用改善計画に雇用の安定等に関する重要事項を加える。

(2) 事業主団体による実施計画の作成と大臣の認定

建設業に係る事業主団体は、構成事業主の雇用労働者の雇用の安定等のため、雇用管理の改善及び建設業務労働者就業機会確保事業又は建設業務有料職業紹介事業を一体として実施することを内容とする「実施計画」を作成し、構成事業主の雇用労働者の雇用の安定等に資すると認められる等場合には厚生労働大臣の認定を受けることができるものとする。

(3) 建設業務有料職業紹介事業の許可

(2) により実施計画の認定を受けた事業主団体は、当該計画に基づいて建設業務有料職業紹介事業の実施について、厚生労働大臣に許可の申請を行うことができるものとする。

厚生労働大臣は、申請者が事業を適正に実施する能力を有すると認められる場合に許可を行うとともに、事業の実施について指導、事業停止命令、許可の取消等の措置を講ずることができるものとする。

(4) 建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(2) の認定を受けた実施計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととされている構成事業主(建設事業を営んでいるものに限る。)は、当該計画に基づいて建設業務労働者就業機会確保事業の実施(構成事業主が常用の建設労働者を、他の構成事業主に送出し、その事業主の指揮命令関係の下で就労する機会を与える。)について、厚生労働大臣に許可の申請を行うことができるものとする。

厚生労働大臣は、申請者が事業の実施能力を有すると認められる場合に許可を行うとともに、事業の実施について指導、事業停止命令、許可の取消等の措置を講ずることができるものとする。